

南和広域医療企業団ホームページ再構築業務委託事業者募集要項

1 適用

本要項は、南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）が、南和広域医療企業団ホームページ再構築業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要等

(1) 業務名

南和広域医療企業団ホームページ再構築業務

(2) 発注者

南和広域医療企業団 企業長 上山幸寛

(3) 業務の目的

患者さんやその家族、病院関係者等が、必要とする情報に容易にたどり着ける、誰もが簡単に情報を取得できる柔軟性に富んだ情報発信力の高いホームページにするとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保に向け、魅力ある情報を県内外に発信することを目的とする。

(4) 業務の内容

「南和広域医療企業団ホームページ再構築業務委託仕様書」に示すところによる。

(5) 業務に要する費用の目安

5, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(6) 履行場所

南和広域医療企業団
吉野郡大淀町大字福神 8 番 1

(7) 委託期間

契約締結日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(8) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、全て応募者の負担とする。

3 手続き等

(1) 担当部署

〒 638-8551 奈良県吉野郡大淀町大字福神 8 番 1 南奈良総合医療センター内

南和広域医療企業団 事務局 庶務課
電話番号 0747-54-5000 (代表)
ファクシミリ 0747-54-5020
電子メールアドレス shomu@nanwairyou.jp
ホームページアドレス <http://nanwairyou.jp>

(2) 説明会の開催

本業務に係る説明会は実施しない。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出期限 持参の場合、平成29年8月23日(水)午後5時まで

郵送の場合、平成29年8月23日(水)必着

イ 提出方法 持参または郵送に限る。

持参の場合、南和広域医療企業団の休日を定める条例(平成24年2月南和広域医療組合条例第2号)に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

郵送の場合、提出期限の日必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。

ウ 提出物

(ア) 参加申込書(様式1)

(イ) 事業者概要書(様式2)

・会社概要などがあれば添付すること。

(ウ) 同種又は類似業務受注実績(様式3)

・直近の業務実績を5例以内で記載すること。(200床以上を有する公立病院、民間病院における業務実績、公的施設における業務実績 等)

(エ) 奈良県物品購入等競争入札参加資格を有することを証明する書類(写し)

エ 提出部数 1部

オ 参加資格確認通知

当該参加申込書の提出者に、平成29年8月25日(金)(予定)に参加資格確認通知を発送するものとする。

(4) 質問及び回答

ア 受付期限 平成29年8月29日(火)午後5時まで

イ 受付方法 本プロポーザルの参加申込者で、質問がある場合は、「質問票」(様式8)に必要な事項を記入し、上記(1)の担当部署に電子メールにて提出すること。他

の方法での提出、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

なお、件名に【南和広域医療企業団ホームページ再構築業務への質問】と明記し、送付後、必ず電話にて到着確認を行う。

ウ 回答方法 受付期間内に受理した質問の要旨と併せて、上記（３）の参加申込書を提出した者に、平成２９年９月１日（金）午後５時を目途に、電子メールにて回答する。

なお、回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けない。

また、質問の回答は、本公示等の追加又は修正とみなす。

（５）企画提案書等の提出

プロポーザル参加資格を有すると認められた者は、提出期限までに必要な書類を提出すること。

ア 受付期間 持参の場合、平成２９年９月 ４日（月）
～９月１３日（水）午後５時まで
郵送の場合、平成２９年９月 ４日（月）
～９月１３日（水）必着

イ 提出先 上記（１）の担当部署に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送に限る

持参の場合、南和広域医療企業団の休日を定める条例に規定する休日を除く、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間は除く。）。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

（ア）企画提案書（様式４、５）

- ・企画提案書は、別添の様式を利用して作成すること。
規格は、Ａ４サイズ縦型とし、片綴じ（左側２点綴じ）、横書き、両面、カラー可能とする。なお、提案を補足する図表の場合には、Ａ４サイズ横型、横書きでも構わない。
- ・文字の標準サイズは１０.５ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは８ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ・トップページデザイン、第２階層及び第３階層のサンプルページデザインを示すこと。
- ・提出書類の枚数制限は行わないが、２０分で説明できる内容とすること。
- ・業務内容に関連した追加提案がある場合は、その提案内容も記載すること。

(イ) 業務フローチャート（様式6）

(ウ) 業務実施体制（様式7）

- ・業務別従事者配置数等の実施体制について記載すること。
 - ・予定する総括責任者、主任担当者及び担当者の氏名、業務経歴等を記載すること。
- ※任意様式での提出も可能。

オ 提出部数 1部（併せて写しを6部）

※本業務の審査は、提案者名を伏せて行う予定のため、写しについては提案者名を判読できるような記載をしないこと。

カ その他

(ア) 1事業者につき1提案とし、再提出は認めない。

(イ) 参加申込書を提出した応募者が、企画提案書類の提出を辞退する場合は、「提案辞退届」（様式9）を持参又は郵送にて、上記（1）の担当部署に提出すること。

なお、その際の注意事項は、上記（3）イに準じる。

(6) 日程

平成29年8月 1日（火）	公告
平成29年8月23日（水）	参加申込書の提出期限
平成29年8月25日（金）	参加資格確認通知を発送（予定）
平成29年8月29日（火）	質問票の提出期限
平成29年9月 1日（金）	質問の回答
平成29年9月 4日（月） ～9月13日（水）	企画提案書の受付期間
平成29年9月21日（木）	
平成29年9月26日（火）	審査結果の通知を発送（予定）

4 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

ア 企画提案書等の評価は、「南和広域医療企業団ホームページ再構築業務委託事業者選定審査委員会」において、別表「南和広域医療企業団ホームページ再構築業務委託事業者選定審査基準」に基づき審査を行うものとし、非公開で行う。

イ 提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

ウ 審査結果は、企画提案書類を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは、平成29年9月21日（木）に行う。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

(ア) プレゼンテーションを行う者は3名以内とする。

(イ) プレゼンテーションにおいて、事業者の説明時間（準備を含む）は20分以内とし、

その後15分程度質疑応答を行う。

(ウ) プレゼンテーションは、参加申込書の受付順に行う。

(エ) 説明は企画提案書に基づき行うものとするが、同一の内容であればパワーポイント等スライドを使って説明することも可とする。

(オ) プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。

(カ) プロジェクター（HDMI端子使用）、スクリーンは事務局で用意。

(2) 最優秀提案者等の選定

上記(1)により、最優秀提案者と次点者を選定する。ただし、評価結果によっては、選定する者の数を減じ、又は選定しないことがある。

(3) 審査結果の通知

平成29年9月26日（火）（予定）に全提案者へ審査結果通知を送付する。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

(4) 事業者との契約

ア 最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、次点者と契約締結の協議を行う。

イ 選定された者は、通知があり次第企業団担当者と打合せを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。

ウ 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

エ 企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

オ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。

なお、条文中「知事」とあるのは、「管理者」と、「県」とあるのは、「企業団」と読み替える。

(5) 契約の不締結

最優秀提案者の特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ 本契約に係る下請契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、企業団が企業団との契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(6) 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記（5）のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を企業団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったとき、契約を解除することがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

なお、上記（5）中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替える。

(7) その他

採択された事業計画・事業提案は、企業団との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

5. その他

- (1) 企画提案書及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された企画提案書類は返却しない。
また、提出した企画提案書を企業団に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (4) 選定結果として企画提案書類を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合及び県民等から情報公開の請求に応じて企画提案書類の情報開示を行う場合がある。
- (5) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 募集及び契約については、企業団の都合により中止することがある。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、企業団事務局の指示に従うこと。
- (8) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

別表 南和広域医療企業団ホームページ再構築業務委託事業者選定審査基準

分類	評価項目	評価内容
基本方針	ホームページの機能やデザインについて	本業務の意図、目的及び趣旨を十分に理解した提案となっているか。
実施内容	ホームページ設計およびサンプルページのデザイン案について	利用者の見やすさ、使いやすさが考慮された設計、デザインとなっているか。
		管理者にとって、基本デザイン、基本プレートは使いやすい構成となっているか。
	コンテンツの移行	Webサイトのデータ移行にあたり、必要とする作業内容やスケジュールがまとめられているか。
	CMS等システム導入・構築	簡易性、操作性に優れ、職員が必要な作業を効率的に行えるシステムであるか。
	システム環境構築、保守、運用	セキュリティ対策が適切に行われ、信頼性の高いシステムが提案されているか。
	障害、災害発生時の対応方法は適切であるか。	
	円滑な運用を実現するための研修、支援、サポートは万全であるか。	
	バージョンアップへの対応や保守内容は万全であるか。	
業務提案	有益な提案等	仕様書で要求する項目以外にも、効果的な提案を行っているか。
執行体制	スケジュール	必要な作業項目を漏れなく把握したうえで、無理のないスケジュールが組まれているか。
	実施体制	業務の実施にあたり、人数や実務経験を考慮した適切な実施体制が整えられているか。
費用	費用	提案に対する課金率は適当であるか。 また、課金率の前提条件、積算及び明細内容が貴社の提案内容と整合したシミュレーションを提示しているか。